

秋田県営繕工事設計業務成績評定試行要領

(目的)

第1 この要領は、秋田県の所掌する営繕工事設計業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建築関係建設コンサルタント並びに技術者の適正な選定及び指導育成により、設計委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次に掲げる業務をいう。

秋田県営繕工事設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。))に定める営繕工事に係る建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務

2 評定は、原則として1件の予定価格(税込)が300万円以上の委託業務について行う。

(評定者)

第3 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員、主任調査員、調査員をいう。

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに「秋田県営繕工事設計業務成績評定基準」に基づき、独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、秋田県営繕工事設計委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 検査員は委託業務の完成検査を実施したとき、主任調査員及び調査員は委託業務が完了したとき、それぞれを評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を技術管理課長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を、通知するものとする。

(評定の修正)

第8 契約担当者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、契約担当者に対して評点の内容についての説明を求めることができる。

2 契約担当者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点の説明を求められた場合、請求を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10 第9による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により、契約担当者に対して再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して50日（「休

日」を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

第 11 評定に係る一連の作業手順等の詳細については、別添「秋田県営繕工事設計業務成績評定表活用マニュアル」に基づき行うものとする。

(附則)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告入札等行う委託業務から適用する。

(附則)

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に完了する委託業務から適用する。